

平成 2 1 年

第 3 回市議会臨時会 議案第 5 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について  
一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 1 年 5 月 2 2 日提出

函館市長 西 尾 正 範

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
一般職の職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年函館市条例第 1 5 号）  
の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

13 平成 2 1 年 6 月に支給する期末手当および勤勉手当に関する第 2 2 条第 2 項および第 2 2 条の 4 第 2 項の規定の適用については、第 2 2 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 4 0、」とあるのは「1 0 0 分の 1 2 5、」と、「1 0 0 分の 1 2 0」とあるのは「1 0 0 分の 1 1 0」と、第 2 2 条の 4 第 2 項中「1 0 0 分の 7 5」とあるのは「1 0 0 分の 7 0」と、「1 0 0 分の 9 5」とあるのは「1 0 0 分の 8 5」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

一般職の職員に平成 2 1 年 6 月に支給する期末手当および勤勉手当の額を暫定的に減額するため